

インスリンと GLP-1 アナログ（GLP-1 受容体作動薬）及び抗糖尿病薬

世界ドーピング防止規程 2011 年禁止表国際基準の「S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質」では、「下記の物質及びそれらの放出因子は禁止される」として、「3. インスリン類」が記載されています。このたび、抗糖尿病薬についての JADA の問い合わせに対して、世界ドーピング防止機構の見解が以下のとおり示されました。

現在（2011 年 7 月）のところ、インスリンと GLP-1 アナログ（GLP-1 受容体作動薬）が禁止物質に該当する。そのほかの抗糖尿病薬は禁止ではない。

以上、ご確認お願い致します。

2011 年 7 月 25 日

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構